

【参考】条例改正の概要一覧表

*○…改正あり —…改正なし

条例の名称等		市内 施設・ 事業者 数	改 正 内 容								
			① 安全計画の 策定等 【義務化】	②自動車を運行する場合の 所在の確認【義務化】		③他の社会福祉施設を 併設時の設備及び 職員の基準 (インクルーシブ保育) 【緩和】	④業務継続計画の策定等 【努力義務化】		⑤職員配置に 係る特例 (看護師等の 配置特例) 【緩和】	⑥懲戒権の 削除	
施行日		—	R5.4.1	R5.4.1	R5.4.1	R5.4.1	R5.4.1	R5.4.1	R5.4.1	公布日	
(議案第32号) 児童福祉施設の 設備及び運営に 関する基準を 定める条例	保育所	45	○	○	○ (R6.3.31まで 経過措置あり)	○	○	○	○	○	
	助産施設	なし	—	—	—				—		—
	母子生活 支援施設	1	○ (R6.3.31まで 努力義務)	○	—				—		—
(議案第33号) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例	22	○	○	○ ※居宅訪問型を除く (R6.3.31まで 経過措置あり)	○	—	○	—	○		
(議案第34号) 特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例	92	—	—	—	—	—	—	—	○		
(議案第35号) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例	94	○ (R6.3.31まで 努力義務)	○	—	—	—	○	○	—	—	
(議案第36号) 幼保連携型認定こども園の 学級の編制、職員、設備及び運営に関する 基準を定める条例	7	—	—	—	○	○	—	○	○		
(議案第37号) 幼保連携型認定こども園以外の こども園の認定の要件を定める条例	5	—	○	○ (R6.3.31まで 経過措置あり)	—	—	—	○	—		